

日港協、国を相手取って訴訟を提起

制度賃金、中労委の命令取消求める

港運労使間で懸案となっている制度賃金(産業別最低賃金)を巡り、東京都労働委員会の救済命令を不服とした日本港運協会では中央労働委員会に再審査を申し立てていたが、これが棄却されたことを踏まえ、日港協がこのほど国を相手取り、中労委から出された命令の取り消しを求めて東京地方裁判所に裁判を提起したことが明らかになった。

産別最賃を巡っては、日港協が「独占禁止法に抵触するおそれがある」などとして統一回答を回避しているが、港湾労組の全国港湾労働組合連合

会(全国港湾)および全日本港湾運輸労働組合同盟(港運同盟)が2020年2月、中央労働委員会に不当労働行為の救済を申し立て、中労委は東京都労働委員会に審査を移管した。

一方、都労委は2021年8月、救済命令書を交付した。産別最賃に関する団体交渉で、日港協が独禁法に抵触するおそれがあるとの理由で回答を拒否したことを不当労働行為と認定。「独禁法に抵触するおそれがあるとの理由で回答を拒否してはならず、誠実に応じること」とされた。

日港協はこの裁定を不服として中

労委へ再審査を申し立てたが、今年1月、再審査申し立てを棄却する命令書を交付。使用者側が今回の決定に不服の場合、「国を被告として30日以内に東京地方裁判所に訴えを提起できる」とされ、今月22日が期限となっていた。

こうした中、日港協に対する取材で、このほど国を相手取って中労委の命令の取り消しを求める訴訟を東京地裁に起こしたことを認めた。日港協は「争点の内容については、今後裁判の中で明らかにしていきたいと考えている」とコメントしている。

日本海事新聞

24 2/26

| | |
|--|--|
| <p>日港協 中労委命令の 取り消し求め提訴 産別最低賃金めぐり 日本港運協会(日港協) は、産業別最低賃金の統一 回答を巡って中央労働 委員会(中労委)が同協 会に対して下した命令の 取り消しを求めて、東京 地方裁判所に提訴した。 提訴日は2月20日付。 日港協が独禁法に抵触 する恐れがあるとして産 業別最低賃金の統一回答 を拒否していたことに</p> | <p>ついて、全国港湾労働組 合連合会(全国港湾)と 全日本港湾運輸労働組合 同盟(港運同盟)が不当 労働行為として中労委に 救済を申し立て。その後 東京都労働委員会への案 件移送を経て、組合側の 主張を支持する命令を下 したことで、日港協は2 023年8月25日付で再 審査請求を申し立て。最 終的に中労委は24年1月 23日付で日港協からの 再審査申し立てを棄却す る命令書を交付してい た。</p> |
|--|--|